

令和2年第3回砂川市議会定例会  
予算審査特別委員会

令和2年9月7日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第12号 市道路線の変更及び認定について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長 北谷文夫君  
委員 多比良和伸君  
高田浩子君  
飯澤明彦君  
沢田広志君  
小黒弘君

副委員長 中道博武君  
委員 佐々木政幸君  
増山裕司君  
増井浩一君  
辻 勲君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文  
教育長 高橋 豊  
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己  
総務部 部長 熊崎一弘  
兼 会計管理  
総務課 課長 東正人  
総務課副審議監 板垣喬博

市長公室課長	安原雄	二守久
政策調整課長	井上	久樹
政策調整課副審議監	玉川	秀樹
庁舎建設推進課長	畠山	敏宏
庁舎建設推進課副審議監	徳永	敏博
開発推進課長	金泉	敏光
会計課長	大西	俊興
市民部長	峯田	和興
市民生活課長	伊藤	修一
税務課長	堀田	一茂
保健福祉部長	中村	一久
社会福祉課長	安田	貢
兼子ども通園センター所長		
介護福祉課長	佐藤	哲朗
兼ふれあいセンター所長		
経済部長	福士	勇治
商工労働観光課長	為国	修一
農政課長	野田	勉史
建設部長	近藤	恭也
建設部技監	小林	哲也
兼土木課長		
土木課副審議監	岩崎	賢一
建築住宅課長	斉藤	隆史
建築住宅課副審議監	渋谷	正人
病院事務局長	朝日	紀博
病院事務局次長	山田	基彦
病院事務局審議監	渋谷	和彦
兼経営企画課長		
管理課長	為国	泰朗
管理課技術長	大内	文雄
医事課長	倉島	久徳
地域医療連携課長	山川	和弘
研修管理室副審議監	森田	康晴
附属看護専門学校副審議監	細川	仁
3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者		
教育次長	河原	希之

学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	安 武 浩 美
兼 函 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	今 崎 大 三

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
-----------------------	---------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人
-------------------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉
---------------------	-------

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	和 泉 肇
---------	-------

事 務 局 次 長	川 端 幸 人
-----------	---------

事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
-----------	---------

事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子
-----------	-----------

開会 午前11時29分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選につきましては、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午前11時29分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午前11時30分

○委員長 北谷文夫君 ただいまから委員会を始めます。

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第12号 市道路線の変更及び認定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算の5件を一括議題とします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第12号 市道路線の変更及び認定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

先ほど議場で説明があったのですが、12号についてもう少し詳しく説明していた

だけたらと思います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 市道路線の変更及び認定についてでございますけれども、現在東1線に架かる下吉野橋の架け替え工事及びその前後の東1線改良舗装工事を実施しております。今回架け替えをする橋は、架け替え前の橋よりも橋の高さが約1.4メートル低く架け替えをする予定でございます。これにつきましてはなぜかといいますと、下吉野橋南側に天使幼稚園のほうから来ます市道宮下通りがございます。この市道宮下通りと東1線の交差点部なのですけれども、かなり段差、すりつけが急で、冬季一度止まったら発進できない、そういう条件の悪い交差点でございました。これを解消するために橋梁を1.4メートルできる限り下げたということで橋梁の高さを変えました。低くしたのですけれども、これを低くすることによって今度市道緑ヶ丘4号通り、これとの高低差がつくようになりまして、これを解消するために南に約30メートル終点を振るといふ、これが変更の部分でございます。

次、認定の部分でございますけれども、これにつきましては今旧道の部分には3戸の住宅と1件地権者、土地所有者がございます。これらの方が今後出入り等不利益にならないように旧道も新たな名前で市道認定しますし、新しい道路に出入りをするためにもう一本新たな道路を設置しまして、市道として認定をするものでございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 ただいま説明していただきました。工事をしているかと思うのですけれども、現在の状況についてと、今までの道路が現在行き止まりになっているのでしょうか、その辺について伺います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 工事の状況につきましては、道路工事及び橋梁架け替え工事、双方とも来年3月末までに工事を終える予定で進めております。

また、旧道に段差が生じるというお話をしました。これにつきましては、車は通り抜けはできませんので、歩行者及び自転車等については通れる形で整備を進めていきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 車は通り抜けができないという内容でよかったのですね。歩行者と自転車については、これから冬期間に入りますけれども、冬期間に入ったら回っていくのが結構大変かと思うのですけれども、歩行者と自転車についての道路の整備についてはどのようなになっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 附属資料ナンバー1でいいますと、この白い部分、今まで通れた部分については自転車、歩行者ともに通行できる形で考えております。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 それで、車の方は現在住まわれている方だけ通れるという形なのかと、あと元あった通りから広い東1線の通りへ自転車と歩きの方は上がる道筋は今はどうなっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 廃止する旧道部分でございますけれども、ここにつきましても東1線に通り抜け出すことはできませんけれども、市道ということでございますので、誰が通っても問題はないと考えております。

あと、自転車、歩行者、これについても、形態は今説明は難しいのですけれども、スロープ等で行けるように、通れるように、通行可能なように措置をしていきたいと考えています。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 今説明していただいた歩行者等の通り道については現在どのようなになっているのですか。

〔「もう一回」との声あり〕

今お話をしていただいた、歩行者と自転車が通れる道路を造るのか、今あるのか、どのような状況になっているのかについて。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 現在工事中でございますけれども、橋の部分については仮橋を架けておりますし、緑ヶ丘4号通りの部分についても仮歩道ということで通行は可能になっております。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 歩道についても並行して工事を進めていくという内容の理解でよかったですでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 今の道路工事に併せて歩道、自転車通行の確保する歩道を造るということでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今の確認をさせてほしいのですけれども、歩道を造るとおっしゃいましたよね。その歩道は、今度の新しい認定される道路にも歩道をつけるという意味でいいのですか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 新たな道路認定をします緑ヶ丘4号北通りと東1線の交差点部分については、歩行者と自転車が通り抜けできるように歩行者用通路を確保するということです。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 この図面でいうと黒く塗っている部分が矢印の最後になって東1線と突き当たる。ここに歩道をつけるのではないでしょう。今の答弁でいくと、そういうふうに聞こえたのです。だから確認をしたいのですけれども、多分今の話は東1線の話と認定するかしないかのその道路と一緒に歩道になっているのではないかと思うのです。そういう整理でいいかどうか。つまり新しい道路、造ろうとする道路に歩道をつけることではないですよという質問です。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 変更される緑ヶ丘4号通りには歩道はつきません。今歩道と言っておりますのは緑ヶ丘4号北通りと東1線をつなげる部分については歩行者用の通路を設置するという事です。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

20ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。第3項戸籍住民基本台帳費についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。22ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費、ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

児童福祉費について、先ほどの説明で子ども通園センター運営管理費に要する経費については分かりました。保育所費について、保育所の運営管理に要する経費ということで消

耗品は消毒とタオル、ペーパー等のことで先ほど伝えられたと思うのですが、備品について詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 今回の保育所運営管理に要する経費の補正であります、子ども通園センターの経費も同様でありますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業としまして、国の施策ですが、都道府県の包括的な施策を支援するということが事業主体は道となっておりますが、各社会福祉施設の継続的な運営に関わる必要な物資の購入について基準額の範囲内で交付金が交付されることから、保育所につきましても必要な消耗品及び備品購入費について予算を計上させていただいた次第であります。内容につきまして、備品購入費の詳細ということですが、3保育所のうち2保育所に三角の形状をした鉄棒、三角鉄棒、屋内、屋外で使えるもの、これを2基、1基ずつということで購入予定でありまして、またその下敷きマットですとか、また3保育所で購入予定のものとして抗菌性対策を講じたすのこを計3保育所で20枚といったものを購入する予定でございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 今回の説明の中で三角鉄棒は2保育所ということですが、その2保育所はどこなのかということと、三角鉄棒はもともとあったものを新しくするのか、それとも今回新たに設置することにしたのか。あと、すのこについて、現在あるすのこを全部取り替えるのか、その点について伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 三角鉄棒の設置場所は、2保育所におきまして外で使える範囲内においては園庭に置くこともございますし、冬期間は屋内に置くこともあろうかと思えます。さくら保育園及びひまわり保育園ということで、空知太保育所には園庭に鉄棒がございますので、今回の三角鉄棒についてはひまわり及びさくらでの購入予定であります。また、すのこについては園庭と保育室の中間のところに現状木製のものを置いてありますけれども、それを更新して抗菌性のものを使用するという予定でございます。鉄棒の更新かどうかということについては、ひまわりには今2連の三角鉄棒がございますけれども、それを更新するのではなく追加して、ひまわりに3連のものを1基、さくらにも3連のものを1基購入する予定でございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。24ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費についてございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、保健衛生費について質問させていただきます。



先ほど議場で予防接種、ロタウイルスについてということで説明がありました。そして、新生児検査についても説明があったのですけれども、もう少し詳しく説明していただきたいのと、あとロタウイルスは国でという話でしたけれども、新生児聴覚検査についても国でなのか併せて伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 佐藤哲朗君 まず最初に、ロタウイルスの予防接種についてですけれども、予防接種法施行令の開始に伴いまして10月1日からロタウイルス感染症の予防接種が定期接種の対象になりますので、これに伴い医療機関で予防接種を受けられる体制を整えるための委託料になりまして、対象といたしましては令和2年8月1日以降に生まれた方になっております。現在見込んでおります人数でいきますと、実際に妊娠届等生まれる予定の方と、あと転入等もありますので、予備も含めて84名ということで考えているところでございます。実際に市内の医療機関ということですので、市立病院、明円医院さん、村山内科医院さんで接種が受けられることになっております。具体的にご本人たちの手続等の話になりますと、新生児の訪問時、2週から3週目あたりぐらいに訪問を行った際、予診票をお渡ししまして、市内医療機関へ予約をして、その予診票を持参していただくと。それによって、その方は予防接種を受けられる。その場でのお支払いはないということで、病院からは月ごとに精算ということで請求が来るという流れになっております。

続きまして、新生児の聴覚検査についてであります。聴覚障害の早期発見、早期療養を図るために、10月1日以降に医療機関で聴覚検査を受けた新生児が対象でございますけれども、こちらは50人の方を見込んでおります。検査自体は、出産されて、初回の検査がおおむね生後3日程度で行われるということございまして、北海道内で分娩ができる医療機関が現在82機関あり、そのうち80機関、残りの2機関は検査する機器がないということですので、道内の分娩という方であれば皆さんこちらの制度を使って聴覚検査が受けられるという体制になっております。先ほどのロタウイルスは法改正によって行うということですが、新生児聴覚検査につきましては、もともと聴覚検査自体は当時最初の平成19年程度ぐらいにはまだ行っている医療機関等も少なかった状況ですけれども、市立病院においても平成の後半に入りましてからは行われるようになってきましたし、今回北海道と北海道医師会等が協定を結ぶことで全道で受けやすい体制が整ったということで、協定を結ぶに当たっては本来全道で結ぶものは4月1日からの協定参加になるのですけれども、今回の場合につきましては特別に10月1日からの協定参加が認められて最短の期間ということで、この時期から市でも聴覚検査の委託を取り組むこととしたところであります。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 この検査についてなのですけれども、10月1日以降に生まれたということで、検査の申込み用紙とか、支払いの方法とか、あと例えば道外で出産した場合とか

の受付方法、支給方法について伺います。

○委員長 北谷文夫君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 佐藤哲朗君 聴覚検査の手続的な面ですけれども、妊娠24週から26週時に行います妊婦健康相談の際に受診票というものを交付いたします。出産する際、出産医療機関に入院するとき、そのときにその受診票を持参いただいて、そちらを提出していただくことで検査の委託料金で、上限は今は8,800円ということで市立病院の単価にしておりますけれども、こちらを上限に本人の負担はなしで受けられるという形になっております。病院からはその後受診票を添付していただいて、市に請求していただくという流れになっております。また、道内の方、砂川市の方が道外で出産された場合、里帰り出産、今はコロナ期でなかなかそういう方はおられないのですけれども、現在でも道内の里帰り出産という方は数名おられまして、先ほどお話をしたとおり道内では全て網羅されている形なのですけれども、仮に今後道外で出産されるということがあった場合には、その出産する医療機関と直接契約を結んで支払うことも考えているところではございます。

○委員長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時58分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

26ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、商工費について質問させていただきます。

先ほど議場で中小企業振興補助金については説明していただきましたけれども、内訳について対象店舗、企業等、何件でどのような金額になっているのかについて伺います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 中小企業等振興補助金の関係の詳細の内容ということでございますけれども、2つの補助金に関わる補正予算となっております、1つ目は新規創業者、特定創業支援事業の証明を受けた方、具体的に言いますと商工会議所が主催として創業セミナーを5回1セットとして行っております。こちらを全て受講された方を対象としているものでありまして、その方が創業後5年未満に経営計画を立てた中での売上げ拡大と、あと販路拡大、こちらに伴う事業をやる場合に経費の100分の70以内を補助すると、限度額を30万円と設定している補助制度がございます。こちらにつきまして今回食料品製造業を営む方がおられまして、こちらの方の販売促進活動のチラシですとか、そういう広報活動に要する経費として限度額の30万円を補助したいというものであります。もう一方は商業地域、近隣商業地域内の空き建築物を利用して店舗等を開業された方に対しまして直接事業の用に供する部分の改装に要した費用の100分の30以内を補助すると。こちらは限度額200万円と設定しておりますけれども、こちらの制度をご活

用いて2件の店舗の進出があります。1件は飲食店でございまして、こちらが改装費として限度額の200万円、それともう一点はパンの小売業といたしまして、こちらは41万2,000円の補助金の計上をしているところであります。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 2つの事業について1件、そして2件の申請があったという内容ですけれども、この申請について、例えばセミナーを受ける、起業を開始する前に申請しても受けてもらえるのか、または開業なり店舗を改装をしてから申請しなければいけないのかについて伺います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 先ほどご答弁させていただいたとおり、創業後5年以内の方ですので、創業開始した後でも申請は可能となっております。ただ、今回の方々につきましては事前に大まかな概略、改装にしても売上げ拡大の広報活動にしても概算の考え方、額が出た時点で申請書は受付いたしまして、その後開業されて額が確定しておおよその要望額が確定した後にこういった予算計上ということでお諮りをしているところであります。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。28ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費について質疑ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、質問させていただきます。

8月7日の強風によりというお話を先ほど議場でされましたけれども、処理はいつ行ったのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 街路樹の枝折れだとか倒木につきましては、その日のうちに処理をしております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項河川費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、河川費に関して質問させていただきます。

河川費について、この改修は定期的に検査をして今回改修しなければいけなくなったのか、その点について伺います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 河川のパトロールにつきましては、定期的実施をしております。

ます。また、今年パトロールの一部を業者に委託してパトロールを強化しているところがございます。今回の3か所につきましては、そのパトロールで発見された部分もございすし、また地先の農業者から指摘をいただいたというか、壊れていますということで報告をいただいた部分について改修をするものでございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 それですと今回の河川については、その前の道路は8月7日の風という内容でしたけれども、それも関係しているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 河川の工事につきましては、先月の風の影響ではないと思います。昭和60年代に改修したものでございますので、長年の経年劣化によって損壊したものと考えております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第4項都市計画費についてございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 都市計画費について、公園の維持管理に関する経費ですけれども、これも8月7日の風なののでしょうか。その日は、公園各所あるかと思うのですけれども、各場所を点検して回った上で発見したのか、その点について伺います。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 これについても8月7日の強風の折に倒れたり枝が折れたりということでございますので、うちでパトロール等を実施した中で発見されたものでございます。

○高田浩子委員 同じ質問になるのですけれども、その日のうちに処理したということによる……

○委員長 北谷文夫君 挙手を願います。

高田委員。

○高田浩子委員 すみません。その日のうちに処理をしたということによるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 枝折れ等小さなものについてはその日にできたのですけれども、倒木等については翌日の処理となったところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。30ページ、第10款教育費、第2項小学校費についてございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 修繕料ということで、これも道路とかと同様に8月7日の風によってなのか、その中身について詳しくお願いします。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 8月7日の強風による倒木、それと倒木の危険性のある樹木、これの処分になります。学校で申しますと砂川小学校、具体的な場所で申しますとグラウンドの南側、オアシスパークの管理棟寄りのところですか。その部分で被害が出たということになります。児童生徒等その日は夏休み中でしたけれども、近隣の住民の安全性を確保するため、同日内に全て処分をさせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項中学校費について質疑ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 同じ内容になりますけれども、この修繕料の内訳について伺います。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 こちらも同様に、8月7日の強風被害によるものというところでありまして、具体的に内訳等々申し上げますと、砂川中学校の道道芦別砂川線沿い、こちらに幹が折れているものが1本、それと幹に亀裂、裂け目が生じたもの、倒れる危険性があるものが8本ございまして、こちらも同様に同日中に全て撤去をさせていただきます。それと、石山中学校で職員玄関前の木が1本倒木しましたので、こちらについても処分をしたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほどの小学校については夏休み中で児童はいなかったという話なのですけれども、中学校については部活動等で生徒がいる可能性もあったと思うのですが、その点について伺います。

○委員長 北谷文夫君 学務課長。

○学務課長 是枝貴裕君 倒木の危険性のある樹木については、その日の朝のうちに点検を行いまして、市教委の職員、学務課の職員で危険性のある樹木についてはロープで縛って固定をするなど応急処置をしたところでありまして、その後専門の業者さんをお呼びして、ロープの縛り方も含めて倒木の危険性がないのかどうか一応確認した上で、取りあえずその通行止めはまずはしなかったというところでありまして、その上で、中学校の部活でありますけれども、その日は野球部等部活動は通常どおり行っておりました。ですが、午前中に全て部活動は中止というか、引き揚げまして、生徒さんたちが帰宅するときに道道芦別砂川線沿い、そこを歩行する際に市教委担当者で安全性を確保しながら、並走しながら、無事に渡り切るように確認をしたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第4項社会教育費についてございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 こちらも修繕料ということで8月7日の強風によってのものなのかと思うのですが、内容について先ほどと同じように詳しく説明をお願いします。

○委員長 北谷文夫君 社会教育課長。

○社会教育課長 安武浩美君 図書館に關しましての修繕料でございますが、図書館の南側に公用車専用の地下車庫がありまして、そのシャッター、面にして8面ございますけれども、そのうちの4面が破損しまして、修繕をしたいというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 ただいまの話によりますと8面中4面が壊れたという理解でよろしいのでしょうか。それと、4面壊れたのになぜ8面直さなければいけないのかについて伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会教育課長。

○社会教育課長 安武浩美君 車庫8面と申し上げましたが、そのうち6面は2間口でございます。3枚のうち2枚ずつが破損いたしました。それについて修繕をしたいと思っております。全部しなくていいかというところでございますが、8面のうち6面を今後も公用車の駐車場の出入口として使用することから、修繕をいたします。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、32ページ、第12款諸支出金、第1項過年度過誤納還付金について質疑ございませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 こちらについては、たくさんの項目があるようですけれども、発生のそもそもの仕組みについて伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 今回計上しております過年度過誤納還付金につきましては、国の負担金または補助金、あるいは道の負担金ということで各事業メニューにつきましてそれぞれ負担率、補助率は変わってまいりますけれども、この交付申請を行うに当たって最終決算の前に交付手続を行うものであります。つきましては、各事業につきまして年度途中、年度末にかけての執行があった場合に対応できるよう、ある程度実際の決算よりも不足が生じないよう若干言わば増額分も見込んだ中で交付申請をしております。最終的な決算に当たっては返還金が生じるものであります。

○委員長 北谷文夫君 高田委員。

○高田浩子委員 ただいまの仕組みによると毎年このような形で行われるという理解でよ

ろしいのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 道の負担金、補助金制度につきましては、概算の形で最終的な交付申請を行いまして、今これは全て令和元年度分という形の中、次年度に精算のための最終確定に伴って還付金が生じるものについては、このように過年度過誤納還付金として補正予算を計上させていただいているところであります。

○委員長 北谷文夫君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、5ページ、第2表、地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続いて歳入に入ります。10ページから18ページまで、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括してございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 令和2年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 今回の従事者慰労金のことのみの補正なのですけれども、先ほど総括質疑で大分細かいところまでも答弁があったので、大体分かったのですけれども、これはどのぐらいからまず集約をし始めるのだろうと、もうしているのかどうか分かりませんが、実際払い始めるのはどの辺の時期から始まるものなのですか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 この慰労金の事業につきましては、国保連合会が道から委託を受けて、国保連合会が窓口となって進めている事業なのですが、当院の、先ほどの総括質疑の答弁にもありましたとおり1, 235名が対象者でございますが、それを国保連合会に提出をして、国保連合会が審査した上で、今の予定では9月下旬頃に国保連合会から給付金が病院に入ってきてまして、10月上旬には職員には支給できるように業務を進めているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 対象者も総括で大体分かったのですけれども、この金額は、例えば直接医療に携わっているお医者さんだとか、あるいはボランティアの方とかも同じ20万ということでいいのですか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 この給付額につきましては、先ほどの総括質疑でもご答弁申し上げましたが、20万、それから10万、5万と医療機関の役割によって3区分に分かれておりまして、当院は20万に該当します。それで、直接コロナの患者さんを診療した医



者、看護師等、または我々みたいなトリアージを行っている職員問わず一律1人20万となっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒委員。

○小黒 弘委員 そこは国が決めたというか、道が決めたということなのだろうと思うのですけれども、ただ先ほどの総括を聞いていて、平たい言葉で言えば当たる人と当たらない人がいると、同じ病院の中ででもです。基本的な原則が私はきっとあるのだろうと。事務局長はQ&Aというお話をされましたけれども、それはすごく不安定な、Q&Aは変わることもあるかもしれないではないですか。こういう制度をやる場合にはしっかりとした基本的な趣旨というか、目的があるのだろうと思うのですけれども、そこをまずお伺いしたいのです。例えばレストランや売店、理容室とかという方々は残念ながら適用にはならない。看護学校の職員は同じ病院の職員であっても当たらないと。普通に聞いていけば何でだろうと思うわけです。市長が総括質疑の答弁の中で砂川市立病院のお金が少なくなって経営が大変だからみたいな話をされたのですけれども、そんなことではないと思うのです、その人に適用になるのか、ならないのかは。一般会計を使ってでも、病院の会計を使ってでも不平等さをなくしたらどうかという、その答弁なのかもしれないのですけれども、でもその理由ではないと思うわけです。そうではなくて、この制度そのものがこういう制度なものだから、同じ職員でも残念ながら当たる人と当たらない人が出てきてしまうのだということを議場でもしっかりと答弁を私はしてほしかったと思いますし、その分今答弁をお願いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 為国泰朗君 まず、国が示している要綱によります給付対象者につきましては、病院の中で従事して患者と接する業務を行う、これ可能性も含みますけれども、接する業務を行い、継続して提供することが必要な業務に従事している者が大前提にございますので、附属看護専門学校の職員については給付対象外になってしまいますが、まずは院内で勤務をしていないということと、学校の業務が当該医療機関の業務として行っている場合は対象となるのですけれども、当該医療機関、当院の業務として行っていない、いわゆる専門学校の業務なので、そういった場合は対象外になりますということになっておりますし、賃貸借契約のレストランとか売店とかの場合ですと、当該医療機関として医療提供維持の必要不可欠な業務に従事する者が対象であって、賃貸借業者はあくまでも患者サービスを目的としているため、対象外ですということになっております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 以上で本委員会に付託されました議案第12号及び第1号から第4号までの各議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会といたします。

散会 午後 1時31分

委 員 長